

議案第57号

川崎市博物館の登録等に関する規則の一部を
改正する規則の制定について

川崎市博物館の登録等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市博物館の登録等に関する規則（平成27年川崎市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第10条」を「第14条」に改める。

第3条第1項中「第11条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 法第12条第2項第2号に掲げる書類は、博物館資料目録（第3号様式）、職員名簿（第4号様式）、博物館の事業の用に供する建物・土地の概要（第5号様式）その他教育長が必要と認める書類とする。

第3条第3項から第5項までを削る。

第4条の見出し中「登録要件」を「登録」に改め、同条中「第12条の規定による」を「第13条第1項に規定する」に、「登録要件」を「登録」に改め、「審査」の次に「、法第18条の規定による勧告及び命令」を加え、「第14条第1項」を「第19条」に改め、「当該博物館の」及び「、学識経験者又は専門機関からの意見の聴取」を削る。

第5条中「第13条第1項」を「第15条第1項」に改め、「当該登録事項の変更があった日から1箇月以内に」を削り、同条ただし書中「9月末日及び3月末日」を「6月末日」に改める。

第10条を第11条とし、第9条を削る。

第8条中「第21条」を「第25条」に、「当該指定要件を欠くに至った日」を「施行規則第24条第1項に規定する要件を備えなくなった日」に、「第8号様式」を「第10号様式」に改め、同条を第10条とし、同条の前に次の1条を加える。

（指定等の審査方法）

第9条 施行規則第24条第1項の規定による指定の審査又は施行規則第27

条の規定による指定の取消しに当たっては、必要に応じて学識経験者からの意見の聴取及び実地調査を行うものとする。

第7条第1項中「第19条第2号に掲げる図面は、配置図、平面図、立面図及び当該施設周辺図」を「第23条第1項に規定する指定申請書は、第9号様式」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 施行規則第23条第2項第2号に掲げる書類は、第3条第2項に掲げる書類に準ずるもののほか、教育長が必要と認める書類とする。

第7条第3項及び第4項を削り、同条を第8条とする。

第6条中「第15条第1項」を「第20条第1項」に、「第7号様式」を「第8号様式」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(定期報告)

第6条 法第16条の規定による報告は、定期報告書（第7号様式）により毎年1回6月1日から同月末日までの間に行わなければならない。

第2号様式及び第3号様式を次のように改める。

第 2 号様式

博 物 館 登 録 申 請 書

年 月 日

(宛先) 川崎市教育委員会

住 所

名 称

申請者名

連 絡 先

次の博物館を設置したいので、博物館法第 1 1 条の規定により、登録を申請します。

設置者	名称	
	住所	
博物館	名称	
	所在地	

第3号様式

博物館資料目録

資料種別 分類	実物		標本		模複製		写真		型造製 模複製		図文		書献		図表		写真		フィルム スライド		レコード		その他		備考	
	種類名	数量	種類名	数量	種類名	数量	種類名	数量	種類名	数量	種類名	数量	種類名	数量	種類名	数量	種類名	数量	種類名	数量	種類名	数量	種類名	数量		

- 注 1 種類名の欄は、絵画、彫刻等と記入してください。
 2 数量は単位まで記載してください。
 3 資料目録の詳細な内訳は、別に添付してください。

第4号様式を削る。

第5号様式中「担当事務」を「職務内容」に改め、同様式を第4号様式とし、同様式の次に次の様式を加える。

第5号様式

博物館の事業の用に供する建物・土地の概要

1 建物

(1) 延床面積 m^2

(2) 構造

(3) 階層

階層	部屋名	面積	階層	部屋名	面積
		m^2			m^2

(4) 保有形態

2 土地

所在及び地番	面積	保有形態
	m^2	

第6号様式中「に変更があった」を「を変更する」に、「第13条第1項」を「第15条第1項」に改める。

第8号様式中「次の博物館相当施設」を「次の指定施設」に、「欠くに至った」を「備えなくなった」に、「第21条」を「第25条」に改め、同様式を第10号様式とし、同様式の前に次の様式を加える。

第9号様式

指 定 申 請 書

年 月 日

(宛先) 川崎市教育委員会

住所

名称

電話

次の施設について、博物館に相当する施設として指定を受けたいので、博物館法施行規則第23条第1項の規定により別添関係書類を添えて申請します。

設 置 者	名 称	
	住 所	
施 設 名	名 称	
	所 在 地	
	設 立 年 月 日	

第7号様式中「第15条第1項」を「第20条第1項」に改め、同様式を第8号様式とし、第6号様式の次に次の様式を加える。

第7号様式

定 期 報 告 書

年 月 日

(宛先) 川崎市教育委員会

申請者
施設名
住 所

博物館法第16条の規定により、次のとおり報告します。

対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

項 目	記入欄
1 博物館の設置者の名称及び住所の変更	有 ・ 無
2 博物館の名称及び住所の変更	有 ・ 無
3 学芸員の人数	人
4 博物館資料の数 (年 月 日現在)	件
5 年間の開館日数	日
6 博物館の事業の用に供する土地及び建物に関する変更	有 ・ 無
7 活動実績	

備考 1、2及び6の欄は、該当するものを○で囲んでください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、
当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

制 定 理 由

博物館法及び博物館法施行規則の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するものである。

川崎市博物館の登録等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市博物館の登録等に関する規則 平成27年3月17日教委規則第4号</p>	<p>○川崎市博物館の登録等に関する規則 平成27年3月17日教委規則第4号</p>
<p>(趣旨)</p>	<p>(趣旨)</p>
<p>第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号。以下「施行規則」という。）の規定に基づく博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号。以下「施行規則」という。）の規定に基づく博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(博物館登録原簿)</p>	<p>(博物館登録原簿)</p>
<p>第2条 法第14条に規定する博物館登録原簿は、第1号様式とする。</p>	<p>第2条 法第10条に規定する博物館登録原簿は、第1号様式とする。</p>
<p>(登録申請書の様式等)</p>	<p>(登録申請書の様式等)</p>
<p>第3条 法第12条第1項に規定する登録申請書は、第2号様式とする。</p>	<p>第3条 法第11条第1項に規定する登録申請書は、第2号様式とする。</p>
<p>2 法第12条第2項第2号に掲げる書類は、博物館資料目録（第3号様式）、</p>	<p>2 法第11条第2項各号に掲げる直接博物館の用に供する建設及び土地の図</p>
<p>職員名簿（第4号様式）、博物館の事業の用に供する建物・土地の概要（第</p>	<p>面は、配置図、平面図、立面図及び博物館周辺図とする。</p>
<p>5号様式）その他教育長が必要と認める書類とする。</p>	<p>3 法第11条第2項各号に掲げる館長及び学芸員の氏名を記載した書面に</p>
<p>(削除)</p>	<p>は、館長の経験年数、学芸員の経験年数及び担当事務並びにその他の職員</p>
<p>(削除)</p>	<p>を置く場合にあっては当該職員の氏名、経験年数及び担当事務を併せて記</p>
<p>(削除)</p>	<p>載しなければならない。</p>
<p>(削除)</p>	<p>4 法第11条第2項各号に掲げる書類で次の各号に掲げる書類は、それぞれ</p>
<p>(削除)</p>	<p>当該各号に定める様式により作成しなければならない。</p>
<p>(削除)</p>	<p>(1) 直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面 第3</p>
<p>(削除)</p>	<p>号様式</p>
<p>(削除)</p>	<p>(2) 博物館資料の目録 第4号様式</p>
<p>(削除)</p>	<p>(3) 館長及び学芸員の氏名を記載した書面 第5号様式</p>
<p>(削除)</p>	<p>5 第1項の登録申請書には、法第11条第2項に規定する書類のほか、次に</p>

改正後	改正前
<p>(登録の審査方法)</p> <p>第4条 川崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、<u>法第13条第1項に規定する登録の審査、法第18条の規定による勧告及び命令又は法第19条の規定による登録の取消しに当たっては、必要に応じて実地調査を行うものとする。</u></p>	<p><u>掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>学芸員又は学芸員補の資格を証明するに足りる書類</u></p> <p>(2) <u>開館年月日及び年間開館日数について記載した書類</u></p> <p>(登録要件の審査方法)</p> <p>第4条 川崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、<u>法第12条の規定による登録要件の審査又は法第14条第1項の規定による登録の取消しに当たっては、必要に応じて当該博物館の実地調査、学識経験者又は専門機関からの意見の聴取を行うものとする。</u></p>
<p>(登録事項等の変更届出)</p> <p>第5条 <u>法第15条第1項の規定による届出は、博物館登録事項等変更届出書（第6号様式）により行わなければならない。ただし、博物館資料目録の軽微な変更については、毎年6月末日までに届け出るものとする。</u></p>	<p>(登録事項等の変更届出)</p> <p>第5条 <u>法第13条第1項の規定による届出は、当該登録事項の変更があった日から1箇月以内に博物館登録事項等変更届出書（第6号様式）により行わなければならない。ただし、博物館資料目録の軽微な変更については、毎年9月末日及び3月末日までに届け出るものとする。</u></p>
<p>(定期報告)</p> <p>第6条 <u>法第16条の規定による報告は、定期報告書（第7号様式）により毎年1回6月1日から同月末日までの間に行わなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(廃止の届出)</p> <p>第7条 <u>法第20条第1項の規定による届出は、当該博物館を廃止した日から10日以内に博物館廃止届出書（第8号様式）により行わなければならない。</u></p> <p>(博物館相当施設指定申請書の添付書類の内容等)</p>	<p>(廃止の届出)</p> <p>第6条 <u>法第15条第1項の規定による届出は、当該博物館を廃止した日から10日以内に博物館廃止届出書（第7号様式）により行わなければならない。</u></p> <p>(博物館相当施設指定申請書の添付書類の内容等)</p>
<p>第8条 <u>施行規則第23条第1項に規定する指定申請書は、第9号様式とする。</u></p>	<p>第7条 <u>施行規則第19条第2号に掲げる図面は、配置図、平面図、立面図及び当該施設周辺図とする。</u></p>
<p>2 <u>施行規則第23条第2項第2号に掲げる書類は、第3条第2項に掲げる書類に準ずるもののほか、教育長が必要と認める書類とする。</u></p>	<p>2 <u>施行規則第19条第4号に規定する書類には、当該施設の長の経験年数、学芸員に相当する職員の経験年数及び担当事務並びにその他の職員を置く場合にあっては当該職員の氏名、経験年数及び担当事務を併せて記載しなければならない。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p>3 <u>施行規則第19条第1号に規定する目録は第4号様式、同条第2号に規定する書面及び図面は第3号様式、同条第4号に規定する書類は第5号様式</u></p>

改正後	改正前
<p>(削除)</p> <p><u>(指定等の審査方法)</u></p> <p>第9条 施行規則第24条第1項の規定による指定の審査又は施行規則第27条</p>	<p><u>に準じてそれぞれ作成しなければならない。</u></p> <p>4 施行規則第19条に規定する博物館相当施設指定申請書には、同条に掲げる書類等のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>当該施設の利用に関する事項等を定めた書類</u></p> <p>(2) <u>学芸員に相当する職員にあっては、その専門的職員としての経験を証明するに足りる書類</u></p> <p>(3) <u>開館年月日及び年間開館日数について記載した書類</u></p>
<p>の規定による指定の取消しに当たっては、必要に応じて学識経験者からの意見の聴取及び実地調査を行うものとする。</p> <p>(指定要件欠如の報告)</p> <p>第10条 施行規則第25条の規定による報告は、<u>施行規則第24条第1項に規定する要件を備えなくなった日から10日以内に博物館相当施設指定要件欠如報告書(第10号様式)により行わなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(指定要件欠如の報告)</p> <p>第8条 施行規則第21条の規定による報告は、<u>当該指定要件を欠くに至った日から10日以内に博物館相当施設指定要件欠如報告書(第8号様式)により行わなければならない。</u></p> <p>(告示)</p>
<p>(削除)</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p>	<p>第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかを行ったときは、その都度その旨を告示するものとする。</p> <p>(1) <u>法第10条の規定により博物館として登録したとき。</u></p> <p>(2) <u>法第13条第2項の規定により登録事項の変更登録をしたとき。</u></p> <p>(3) <u>法第14条第1項の規定により登録を取り消したとき。</u></p> <p>(4) <u>法第15条第2項の規定により登録を抹消したとき。</u></p> <p>(5) <u>法第29条の規定により博物館相当施設として指定したとき。</u></p> <p>(6) <u>施行規則第24条の規定により指定を取り消したとき。</u></p> <p>(委任)</p>
<p>第11条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p>	<p>第10条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p>

改正後

(第1号様式 略)

第2号様式

博物館登録申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市教育委員会

住 所

名 称

申請者名

連絡先

次の博物館を設置したいので、博物館法第11条の規定により、登録を申請します。

設置者	名称	
	住所	
博物館	名称	
	所在地	

改正前

(第1号様式 略)

第2号様式

博物館登録申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市教育委員会

住 所

名 称

申請者名

連絡先

次の博物館を設置したいので、博物館法第11条の規定により、登録を申請します。

設置者	名称	
	住所	
博物館	名称	
	所在地	

(添付書類)

- 1 設置条例の写し (私立博物館にあっては、法人の定款の写し又は宗教法人の規則の写し)
- 2 館則の写し
- 3 直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面
- 4 当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積り (私立博物館にあっては収支の見積りに関する書類)
- 5 博物館資料の目録
- 6 館長及び学芸員の氏名を記載した書面
- 7 学芸員及び学芸員補の資格を証明するに足りる書類
- 8 開館年月日、年間開館日及び休館日について記載した書面

改正後

第3号様式

博物館資料目録

資料種別 分類	実物		標本		模復		写真		模模複		型造製		図文		書献		図表		写真		フィルム スライド		レコード		その他		備考	
	種類名	数量	種類名	数量	種類名	数量	種類名	数量	種類名	数量	種類名	数量	種類名	数量	種類名	数量	種類名	数量	種類名	数量	種類名	数量	種類名	数量	種類名	数量		

- 注 1 種類名の欄は、絵画、彫刻等と記入してください。
 2 数量は単位まで記載してください。
 3 資料目録の詳細な内訳は、別に添付してください。

改正前

第4号様式

博物館資料目録

資料種別 分類	実物		標本		模復		写真		模模複		型造製		図文		書献		図表		写真		フィルム スライド		レコード		その他		備考		
	種類名	点	種類名	点	種類名	点	種類名	点	種類名	個	種類名	点	種類名	点	種類名	葉	種類名	枚	種類名	枚	種類名	巻	種類名	枚	種類名	冊			

- 注 1 種類名の欄は、絵画、彫刻等と記入してください。
 2 資料目録の詳細な内訳は、別に添付してください。

改正後

第4号様式

職員名簿

職名	氏名	経験年数	職務内容	備考
館長				

備考 職名の欄は、学芸員、学芸員補、事務職員等と記入してください。

改正前

第5号様式

職員名簿

職名	氏名	経験年数	担当事務	備考
館長				

備考 職名の欄は、学芸員、学芸員補、事務職員等と記入してください。

改正後

改正前

第5号様式

博物館の事業の用に供する建物・土地の概要

1 建物

(1) 延床面積 m^2

(2) 構造

(3) 階層

階層	部屋名	面積	階層	部屋名	面積
		m^2			m^2

(4) 保有形態

2 土地

所在及び地番	面積	保有形態
	m^2	

第3号様式

博物館建物・土地面積表

1 建物面積

(1) 延床面積 m^2

(2) 構造

(3) 階層

階層	部屋名	面積	階層	部屋名	面積
		m^2			m^2

2 土地面積 m^2

所在及び地番	面積
	m^2

改正後

第6号様式

博物館登録事項等変更届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市教育委員会

住 所

名 称

届出者名

連絡先

次の博物館に係る登録事項等を変更するので、博物館法第15条第1項の規定により、届け出ます。

設置者	名 称	
	住 所	
博物館	名 称	
	所在地	
登録年月日	年 月 日	
登録記号番号		
変更年月日	年 月 日	
変更の理由		
変更事項の種別		
変更事項の内容	旧	
	新	

改正前

第6号様式

博物館登録事項等変更届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市教育委員会

住 所

名 称

届出者名

連絡先

次の博物館に係る登録事項等に変更があったので、博物館法第13条第1項の規定により、届け出ます。

設置者	名 称	
	住 所	
博物館	名 称	
	所在地	
登録年月日	年 月 日	
登録記号番号		
変更年月日	年 月 日	
変更の理由		
変更事項の種別		
変更事項の内容	旧	
	新	

改正後

改正前

第7号様式

(新設)

定期報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市教育委員会

申請者

施設名

住 所

博物館法第16条の規定により、次のとおり報告します。

対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

項 目	記入欄
1 博物館の設置者の名称及び住所の変更	有 ・ 無
2 博物館の名称及び住所の変更	有 ・ 無
3 学芸員の人数	人
4 博物館資料の数 (年 月 日現在)	件
5 年間の開館日数	日
6 博物館の事業の用に供する土地及び建物に関する変更	有 ・ 無
7 活動実績	

備考 1、2及び6の欄は、該当するものを○で囲んでください。

改正後

第8号様式

博物館廃止届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市教育委員会

住 所
名 称
届出者名
連絡先

次の博物館を廃止したので、博物館法第20条第1項の規定により届け出ます。

設置者	名 称	
	住 所	
博物館	名 称	
	所在地	
登録年月日	年 月 日	
登録記号番号		
廃止年月日	年 月 日	
廃止の理由		
廃止後の処置		

改正前

第7号様式

博物館廃止届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市教育委員会

住 所
名 称
届出者名
連絡先

次の博物館を廃止したので、博物館法第15条第1項の規定により届け出ます。

設置者	名 称	
	住 所	
博物館	名 称	
	所在地	
登録年月日	年 月 日	
登録記号番号		
廃止年月日	年 月 日	
廃止の理由		
廃止後の処置		

改正後

改正前

第9号様式

(新設)

指 定 申 請 書

年 月 日

(宛先) 川崎市教育委員会

住 所

名 称

電 話

次の施設について、博物館に相当する施設として指定を受けたいので、博物館法施行規則第23条第1項の規定により別添関係書類を添えて申請します。

設 置 者	名 称	
	住 所	
施 設 名	名 称	
	所 在 地	
	設 立 年 月 日	

改正後

改正前

第10号様式

第8号様式

博物館相当施設指定要件欠如報告書

博物館相当施設指定要件欠如報告書

年 月 日

年 月 日

(宛先) 川崎市教育委員会

(宛先) 川崎市教育委員会

住 所
氏名又は名称
報告者氏名
連絡先

住 所
氏名又は名称
報告者氏名
連絡先

次の指定施設に係る指定要件を備えなくなったので、博物館法施行規則第25条の規定により報告します。

次の博物館相当施設に係る指定要件を欠くに至ったので、博物館法施行規則第21条の規定により報告します。

設置者の氏名又は名称		
指定施設	名 称	
	所 在 地	
指 定 年 月 日	年 月 日	
指定要件を備えなくなった年月日	年 月 日	
備えなくなった指定要件		
指定要件を備えなくなった理由		

設置者の氏名又は名称		
博物館相当施設	名 称	
	所 在 地	
指 定 年 月 日	年 月 日	
指定要件を欠くに至った年月日	年 月 日	
欠くに至った指定要件		
指定要件を欠くに至った理由		